

へいせい ねんどながのけんとうみしねつつちくかつせいかけいかく
平成21年度長野県東御市祢津地区活性化計画

ながのけん とうみし
長野県 東御市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平成21年度長野県東御市祢津地区活性化計画						
都道府県名	長野県	市町村名	東御市	地区名(※1)	祢津地区	計画期間(※2)	平成21年度～25年度

目 標 : (※3)

農業生産法人が事業実施主体となって、農産物加工処理施設(果実酒醸造施設)及び農産物直売・食材提供施設を整備し、これらの施設及び周辺の圃場を活用して、ぶどうの栽培体験、果実酒の仕込み体験、ワインセミナー等を実施することで、地域間交流の促進による地域活性化を目指す。併せて、地域で生産された果実を原材料とする果実酒を新たな地域特産物として創出し、果実酒及び原材料となる果実の生産量の増加を図り、農地の利用増進と耕作放棄地の解消に資する。

- 具体的な数値目標 ①計画地域の交流人口の増加…現状1,202人/平成16～20年→目標8,290人/平成21～25年(ブドウ狩り体験、事業実施主体による農業体験等受入及び施設訪問客数)
②計画地域の地域産物の販売量の増加…現状147,758kg(H16～20年加工用ブドウ、加工用リンゴの量)→目標211,163kg(平成21～25年(加工用ブドウ、加工用リンゴの量))

目標設定の考え方

地区の概要:

東御市は長野県の東部に位置し、東は小諸市、西は上田市、南は佐久市及び立科町に、北は、上信越高原国定公園の浅間連峰を構成する三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳を挟んで、群馬県嬬恋村に接している。四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候であり、特に年間降水量は900mm前後と全国でもまれな寡雨地帯である。年間平均気温は12度前後で昼夜の寒暖の差が大きく、良質な農産物の生産に恵まれた条件を擁している。

祢津地区は市の北部に位置し、標高は600～1,500m、総じて南面傾斜の中山間地である。総面積は4,270haで、その内訳は農地595ha、山林2,966ha、宅地137ha、その他572haとなっている。

農地のうち田と畑の割合はおよそ4:6。水田はほぼ圃場整備済みであり、大規模農家への集積がある程度進んでいる。畑はアスパラガスやブロッコリー、レタス等の野菜と果樹に大別される。果樹生産は、市の特産物である巨峰のほかリンゴが主で、近年、消費者ニーズの多様化に併せて巨峰の無核化や新品種の導入が進んでおり、その一環として加工用ブドウの栽培が増えつつある。

現状と課題

祢津地区には、東御市の玄関口となる上信越自動車道東部・湯の丸ICがあり、回り舞台のある現存する建造物としては日本最古といわれる西宮の歌舞伎舞台や、同時代に建てられ、今でも年1回、地元保存会による歌舞伎の上演が行われる東町の歌舞伎舞台など、農村文化を伝える歴史的な地域資源も存在するが、常時来訪者のある史跡、施設等は無く、湯の丸高原や海野宿など地区外の観光地への通過点となっており、交流人口が少ない。

傾斜地である地理的条件から1戸あたりの耕地面積及び1圃場あたりの面積が小さく、効率的な経営を行う上で難点がある。また、地区内に農産物及び農業資源を活用できる場が少ないことが生産意欲の減退を招く要因ともなっており、農家の高齢化及び兼業化の進展並びに担い手不足とあいまって、山際の畑を中心に耕作放棄地が広がる一因となっている。

今後の展開方向等(※4)

加工用ブドウを生産する担い手農業者において、経営の多角化と安定を図るため、自ら生産したブドウを用いて果実酒の製造、販売事業への参入を目指す構想が持ち上がり、市は、これを支援するため、構想改革特別区域計画を申請し、国の認定を得た。これにより、酒税法に定める下限製造量以下での醸造免許の取得が可能となり、比較的小規模な生産量からでも果実酒の製造、販売ができるようになった。

この担い手農業者が実施主体となって果実酒の醸造所等を整備し、そこを拠点として地区の活性化を目指す。

- ①新たな特産物に位置付けるワイン等果実酒の製造、販売の拠点として、その生産量拡大を図る。
- ②農業基盤を活用した地域間交流の拠点として、ブドウ等の栽培体験、果実酒仕込み体験、ワインセミナー等を開催し、地区を訪れる人口の増加を図る。
- ③地元農産物の利用、販路拡大の拠点として、生食用規格外となった果実の有効活用及び販売施設を活用した地場野菜等の直売を行い、地域農家の収入増と生産意欲高揚を図る。

さらには、地区内の耕作放棄地を活用して実施主体自らが規模拡大を進める。

市サイドにおいては、新規就農者及びワイン製造参入希望者等を受け入れる下地を整え、地区活性化委員会等と協議をしながら、地区内にまとまって存在する耕作放棄地を活用して加工用ブドウ団地を形成するなど、その解消と利用増進を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
東御市	祢津地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	株式会社リュードヴァン	有	イ	一体的に整備
東御市	祢津地区	地域資源活用総合交流促進施設(農林水産物直売・食材提供供給施設)	株式会社リュードヴァン	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
東御市	祢津地区	農山漁村活性化施設整備付帯事業	株式会社リュードヴァン	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

柵津地区(長野県東御市)	区域面積(※2)	4,270ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積4,270haのうち農林地面積は3,561haで区域の83%を占めており、区域のほぼ全域が農業振興地域である。 また平成17年度国勢調査によると、当該地域の全就業者2,467人のうち農林漁業従事者は398人で、就業者の16%が農業に従事しており、農林業が重要な地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 当該地区においては、農家の高齢化及び兼業化の進展並びに後継者不足等により畑を中心に耕作放棄地が拡大しており、畑の耕作放棄地率は35%を越える。加工用ブドウの産地形成に向けた動きを地域農業の再興と活性化につなげるためには、これを活用した特産品の創出及び安定生産を図るとともに、新たな需要の掘り起こしと販路開拓、及び新規就農希望者を呼び込むために、地域間交流を促進することが有効かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 当該区域は、特定農山村地域であり、ほぼ全域が都市計画の用途地域外である。また、地区内の宅地面積は137haであり、総面積に占める割合は3.2%と低く、市街地を形成している地区では無い。なお、地区の一部で都市計画の用途地域に指定されている上信越自動車道東部・湯の丸IC付近並びに、市の福祉、医療施設及び体育施設等が集中する東御中央公園一帯については、当計画の区域には含まないものとする。</p>		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
	該当なし												

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事 該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ①計画期間中の各年度において、事業実施主体が、計画の目標に掲げた事項(事業主体における交流人口の増加、地域産物の販売量(加工用ブドウ、加工用リンゴの量)の増加)に関する実績を記録する。
- ②東御市は、計画期間中の毎年度ごと、活性化地域内の交流人口、地域産物の販売量(加工用ブドウ、加工用リンゴの量)を調査する。
- ③長野県と東御市は、計画期間中の毎年度末に、事業実施主体から①に係る実績報告を受け、②と併せ達成状況の評価、検証する。
- ④東御市は達成状況の評価にあたり、事業実施主体の実績報告の他、次の事項を確認する。
 - ・農業委員会の耕作地台帳等による、実績に見合った農業生産基盤の確保状況
 - ・決算書及び酒税法関係の申告書の写し等による生産、販売の状況
 - ・必要に応じて、現地確認による活動状況

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。